平成２２年（フ）第２９６８号
横浜市港北区日吉本町４丁目17番13号　サンライフカワダ103号
債務者　水谷あけみ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２２号
横浜市神奈川区浦島丘４番地３　アーバンヒルズ浦島１―405号
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６５号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町13番10―703号
債務者　湯田　紳哉
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６４号
横浜市港南区野庭町666番地　野庭住宅７棟505号
債務者　小此木　唯
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６５号
横浜市港南区野庭町666番地　野庭住宅７棟505号
債務者　小此木ひろみ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２７９号
横浜市港北区新吉田東６丁目45番１号　桂荘101
債務者　廣井　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８０号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目17番25号　大山貸家１
債務者　野島　　博
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会等期日変更

平成２０年（フ）第２３６号
山形県米沢市本町１丁目４番11号
破産者　遠藤　壽洋
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成23年２月１日午前11時と変更する。
平成22年11月18日　山形地方裁判所米沢支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第４３号
岩手県釜石市鵜住居町第13地割79番地２
破産者　花輪　朋子
1　主文　当裁判所が平成22年10月５日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「債務者　依田　朋子」とあるのを「債務者　花輪　朋子」と更正する。
2　決定年月日　平成22年11月15日
盛岡地方裁判所遠野支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第８０号
山形県最上郡金山町大字金山507番地の５
破産者　藤田　節子
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産法218条１項１号の申立てを相当と認める。
山形地方裁判所新庄支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２７７７号
千葉県木更津市請西南４丁目31番地４
破産者　塚本　正博
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字土腐93番地
破産者　サンシヤイン株式会社
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６１号
愛知県一宮市千秋町塩尻字山王56番地
破産者　有限会社上村建設
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２５０号
三重県津市安濃町粟加910番地
破産者　野呂　　裕
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第５７３０号
大阪市生野区林寺２丁目25番29号
破産者　電研工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７号
長崎県五島市富江町職人194番地
破産者　株式会社三浦組
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第２８号
横浜市南区西中町４丁目72番地
破産者　不二防水工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部